

除外物質及び除外物質の補正方法（案）

1 除外物質

(1) 除外物質選定の考え方

除外物質は、メタンと同等又はそれ以下の光化学反応性を有するものとする。

なお、年間排出量が極めて少量のものや、法施行の時点で生産中止となっているものは対象としない。

(理由)

従来から行われている大気中の炭化水素濃度の抑制対策においては、光化学オキシダントの生成能が低い物質としてメタンを対象物質から除いているところ(昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申参照)。このため、メタンと同等以下の光化学反応性を有する物質を除外物質とすることが適当である。

なお、光化学反応性が低い物質であっても、我が国の V O C 年間排出量に占める割合が極めて少ない物質(0.01%以下)や、生産中止になっている物質については、あえて除外する必要はないと考えられる。

(2) 除外物質

文献調査及びオゾン生成能調査に基づき、上記考え方を踏まえて検討した結果、以下の物質を除外物質とすることが適当である。

メタン

H C F C - 1 4 1 b

H C F C - 2 2 5 ca

H C F C - 2 2 5 cb

H C F C - 2 2

H C F C - 1 4 2 b

H C F C - 1 2 4

H F C - 4 3 - 1 0 mee

2 除外物質の補正方法

(1) 除外物質の測定方法

別途環境省が定める測定方法による。

(2) 測定値の補正方法

施設において除外物質を使用し、又は発生させている場合において、NDIR又はFIDで測定した排出ガス中の揮発性有機化合物の濃度から、個別に測定した当該除外物質の濃度を差し引くことを基本とする（いずれも炭素換算濃度）。

ただし、メタンについては大気中に2ppmC程度存在することから、当該施設でメタンを使用し、又は発生させていない場合であっても、NDIR又はFIDで測定した揮発性有機化合物の濃度から2ppmC差し引くこととする。

また、測定に係る負担の軽減の観点から、NDIR又はFIDで測定した揮発性有機化合物の濃度が排出基準値以下の場合には、除外物質の測定をする必要はないこととする。